

税務署・国税局から届いた書類の提出義務について

最近「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について」という書類が税務署または国税局から届いています。「〇月〇日まで」と期日も指定されていますが、これは提出しなければならないのでしょうか？

税務署等から届く書類は、おもに「任意の提出をおねがいするもの」「行政指導」「調査」があります。どれにあたるかによって対応がわかりますから、まずどれにあたるかを確認しましょう。

「任意の提出をおねがいするものです」と記載されたものは提出する必要はありません

書類の下の方に「この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をおねがいするものです」と書いてある場合は、「任意の提出」ですから提出する必要はありません。もちろん提出し

なかったことによる罰則もありません。

「行政指導」の場合は内容によりまず書類の提出依頼や税務署への呼び出しで、「行政指導」と書いてある場合があります。

「行政指導」の場合も単なる指導ですから「任意の提出」と同様応じる必要はありませんし、応じなかったことによる罰則はありません。

しかし「行政指導」の場合は、納税者の申告に明らかな間違いや漏れがあり、その証拠を税務署がつかんでいる場合が少なからずあります。

こういう場合は、「行政指導」の段階で誤りを直した修正申告をすれば、延滞税は付きますが加算税が課されなくて済みます。

「行政指導」に応じないまま、後日調査等があったことにより修正申告をすれば、加算税も課されてしまいます。

「行政指導」の場合には臨機応変に対応した方がいいでしょう。

「調査」の場合は無視はできません 「調査」と書いて書類の提出を求められる場合や税務署への呼び出す場合があります。

「調査」の場合には事前通知等の手続きが定められているため、書面で「調査」とするには問題があります。

しかし「調査」に応じない場合は罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)がありますから無視はできません。

この場合、指定してきた日時等は変更することが可能です。

書類を提出しないと目をつけられるのか？—書類を提出したほうが目をつけられます

「任意なのはわかるが、提出しないと税務署に目をつけられるのではないのか」と言う方がいらっしゃいます。

しかし逆に、提出したほうが目をつけられます。

なぜなら、これらの書類を提出すればするほどその納税者のデータと取

引先のデータは蓄積されていきます。データが多ければ多いほど調査しやすくなりますから、提出すればするほど調査に入られる可能性が高くなるのです。

税務署は少ない人数で、ある程度の件数を調査しなければなりませんから、任意の書類を提出しない納税者に目をつけている暇などありません。まじめに書類を提出して、データがたくさんある納税者に調査に行ったほうが効率的なのです。

国税局から書類が届いたり電話が来ても心配する必要はありません

国税局から書類が届いたり電話が来るとそれだけで心配される方がいらっしゃいます。

しかし、最近は「効率化」ということで、このような作業は国税局でまとめてやっています。

したがって国税局から書類が来たからといって特に心配する必要はありません。

(しらかば会計事務所 税理士・土屋 信行)

行政指導文書の一例

〒 _____ 一連番号 _____
平成 年 月 日

税務署長の
氏名、職名
及び所属の
押印は
必ず
捺印
してください

税務署長

所得税(及び復興特別所得税)の確定申告の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さて、過日御提出いただいた平成 年分の所得税(及び復興特別所得税)の確定申告について、下記の事項に関して、計算誤り又は記載漏れ等があるのではないかと考えられますので、お手元の申告書の控えなどにより、 月 日()までに見直し・確認をお願いします。
見直し・確認をされた結果、納める税額が
①増加(還付税額が減少)する場合には、自主的に誤りを是正するための修正申告書の提出
②減少(還付税額が増加)する場合には、是正の請求書の提出
の手続きが必要となります。
なお、納める税額(還付税額)が変わらない場合には、ご面倒ですが、担当者までその旨をご連絡くださいようお願いいたします。

記

1 見直しをお願いしたい事項

について計算誤り又は記載漏れ等がないか、見直しをお願いします。

2 次のチェックのある書類の送付がございませんので、併せてご提出いただようお願いいたします。

の源泉徴収票 の医療費の支出に関する書類

申告相対を希望される場合には、必要な書類を御持参の上、平成 年 月 日()から 月 日()までの間に、当署個人が税務部門までお持ちください。

この文書 その他()
 ●●所得の内容等がわかるもの
 印紙

※ 所得税(及び復興特別所得税)の確定申告の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(見直し・確認のお願い)に基づき提出された修正申告書については、過少申告加算税は課されません(期限後申告に係る修正申告については、無申告加算税が課される場合があります。)
※ 税務署では、申告書(添付書類を含む)を法定簿籍など各種簿籍に照らし必要があると認められるとき、この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

連絡先 | 担当者 | 個人課税第〇部門 | 電話 | 0000-00-0000(直通)

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

税務調査(実地調査)文書の一例

〒 _____ 一連番号 _____
平成 年 月 日

税務署長の
氏名、職名
及び所属の
押印は
必ず
捺印
してください

税務署長

所得税、消費税及び地方消費税の申告について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さてあなたの平成 24 年分の所得税、消費税及び地方消費税について調査いたしますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、下記の日時に必要な書類をご持参の上、当署第二階までおいでいただけますようご案内致します。
なお、当日ご都合が悪い場合やお尋ねしたい事項等にご不明な点などがあれば、ご面倒ですが、担当者までご連絡くださいようお願いいたします。

記

1 日時
平成 〇 年 〇 月 〇 日(〇) 午前 時 から 午前 時 まで

2 お尋ねしたい事項
・所得税の申告(営業、農業、不動産所得等)について
・消費税及び地方消費税について

3 必要な書類等(チェックのあるもの)
 この文章、確定申告(控)及び印紙
 営業、農業、不動産所得の計算に必要な帳簿書類
 課税売上・課税仕入など消費税額の計算に必要な帳簿書類
 生保(地震)保険料の支払証明書
 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等
 給与所得・公的年金等の源泉徴収票
 その他()

調査いたします

連絡先 | 担当者 | 個人課税第〇部門 | 電話 | 0000-00-0000(直通)

この文書による実地の責任者は、表記の税務署長です。

任意の提出をお願いするもの

〒 _____ 平成 年 月 日

所在地(住所) _____
名称 _____
(氏名) _____ 様(御中)

税務署長

売上、仕入れ、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、税務署におきましては適正・公平な課税の実現のため、各種の資料種類の収集に努めております。つきましては、ご多忙中お手数ですが、貴社(あなた)の平成 年 月から平成 年 月までの取引等について、下記の資料を同封の「記載要領」により作成の上、「一般収集資料せん合計表」とともに、来る 月 日までに提出いただきますようご協力をお願いいたします。
なお、提出する資料がない場合には、お手数でも簡要欄にその旨をご記入の上、合計表のみ提出いただきますようお願いいたします。
また、用紙が不足する場合やご不明の点などがありましたら当署(電話 内線)の管理運営担当までお問い合わせください。
貴社において事務処理にコンピュータを導入されている場合には、資料の記入に代えて、光ディスク等による提出方法もございます。その場合には、ご面倒ですが事前に管理運営担当までご連絡ください。

記

次の「取引区分」欄のうち、*印で表示されている取引等について資料を作成してください。

取引区分	作成範囲	使用する資料せん
売上(収入)・商品処分収入	一回の決済金額が10万円以上であるか、又は期間中の取引金額が30万円以上であるもの	資料せん(用紙は共通様式となっており、右の項目を資料せんの欄に○印で表示してください。)
仕入(材料費を含む)	期間中の取引(決済)金額が10万円以上であるもの	資料せん(用紙は共通様式となっており、右の項目を資料せんの欄に○印で表示してください。)
経費(営業・農業・不動産所得等)の資料	期間中の取引(決済)金額が5万円以上であるもの	資料せん(用紙は共通様式となっており、右の項目を資料せんの欄に○印で表示してください。)
支払リベート	期間中の取引(確定)金額が5万円以上であるもの	資料せん(用紙は共通様式となっており、右の項目を資料せんの欄に○印で表示してください。)

(ご注意)
1.売上に関する資料は、法人・個人のすべてについて、作成してください。(一般家庭に対するものは除く。)
2.仕入れに関する資料は、法人・個人のすべてについて、作成してください。
3.費用・リベートに関する資料は、法人・個人のすべてについて、作成してください。
4.資料せんを提出していただく際は、同封の返信用封筒をご利用ください。
この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです。
なお、この提出のお願いに関する責任者は、表記の税務署長です。

皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです。

【セミナーのご案内】院長が知っておきたい税務対策

合計所得金額が2500万円を超える個人は基礎控除を適用できないなどの税制改正が行われていますし、医療機関への税務調査も最近では9月からではなく7月や8月から行われています。また相続税対策を考えなければならない場合もあり、さらに世代交代をするに当たり事業承継をどうするかという問題もあります。マイナンバーについても現状どうなっているのかを知っておく必要があります。これらの点についてお話いたします。

講師 税理士法人コンフィアンス 益子 良一 税理士
(保団連顧問税理士、専修大学法学部講師)

日時 2018年10月28日(日)
14:00 ~ 16:00

場所 長野市生涯学習センター
長野市鶴賀問御所町 1271-3 (トイゴ3F)
電話 026-233-8080

参加費 会員医療機関無料



講師の益子氏

「書籍のご案内」

「心構えと対応のポイント」

図表や資料を豊富に使い、複雑な税務行政を、日常診療等で多忙な保険医にも端的にわかりやすく解説しています。

B5判 170頁
発行：全国保険医団体連合会
会員価格：1,050円(定価1,500円)
＜主な内容＞
「税務調査Q&A」(問数57)、「医療機関の税務調査で気をつける点」、「カルテ開示と医師の守秘義務」など
巻末資料：「関連法規」、「税務調査における『質問応答記録書』の作成中止等を求める請願」など
付録：税務調査について「事前チェックシート」、「終了通知チェックシート」、「対応の心得 10のチェックポイント」等を掲載
※開業医会員一冊無料配布済み

